

地区防災計画を審議する上でのポイント
(平成 26 年 3 月内閣府「地区防災計画ガイドライン」より抜粋)

1. 法的計画要件

京丹後市地域防災計画に抵触していないこと ※必須要件
(災害対策基本法第 42 条の 2 第 2 項)

2. 計画の内容

地区防災計画は地区の特性に応じて、自由な内容で防災計画を作成することが可能。

以下は定めておくことが有用な内容

(1) 法律上、例示されている内容

- ア 防災訓練
- イ 物資及び資材の備蓄
- ウ 地区居住者等の相互の支援

(2) 定めておくに有用な内容

- ア 計画の名称
- イ 計画の対象範囲 (位置・区域)
- ウ 基本方針 (目的)
- エ 長期的な活動予定 等

(3) 災害想定

地区の自然特性を把握し、地区における過去の災害事例を踏まえ、想定される災害について検討を行い、実際に活動を行う活動主体のレベルにあわせて、地区の特性に応じた項目を計画に盛り込むことが重要

※地区で想定される災害

- 沿岸部⇒地震・津波・高潮等による建物倒壊・浸水等
- 山間部⇒豪雪・土砂災害等
- 島嶼部⇒台風等による風水害・高潮等

(4) 防災活動の例

平常時、発災直前、災害時、復旧・復興期の各段階で想定される防災活動を整理することが重要

また、いずれの段階においても、行政関係者、学識経験者等の専門家のほか、消防団、各種地域団体、ボランティア等との連携が重要

(防災活動の例)

①平常時	②発災直前	③災害時	④復旧・復興期
<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練、避難訓練(情報収集・共有・伝達訓練を含む) ・活動体制の整備 ・連絡体制の整備 ・防災マップ作成 ・避難路の確認 ・指定緊急避難場所、指定避難所等の確認 ・要配慮者の保護等 地域で大切なことの整理 ・食料等の備蓄 ・救助技術の取得 ・防災教育等の普及啓発活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集・共有・伝達 ・連絡体制の整備 ・状況把握(見回り・住民の所在確認等) ・防災気象情報の確認 ・避難判断、避難行動等 	<ul style="list-style-type: none"> ・身の安全の確保 ・出火防止、初期消火 ・住民間の助け合い ・救出及び救助 ・率先避難、避難誘導、避難の支援 ・情報収集・共有・伝達 ・物資の仕分け・炊き出し ・避難所運営、在宅避難者への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者に対する地域コミュニティ全体での支援 ・行政関係者、学識経験者等が連携し、地域の理解を得て速やかな復旧・復興活動を促進
消防団、各種地域団体、ボランティア等との連携			

(5) 地域コミュニティを維持するためのプロセス

地域コミュニティのメンバーが協力して防災活動体制を構築し、自助・共助・公助の役割分担を意識しつつ、平常時に地域コミュニティを維持・活性化させるための活動、地域で大切なことや災害時にその大切なことを妨げる原因等について整理し、「災害時に、誰が、何を、どれだけ、どのようにすべきか」等について地区防災計画に規定することが重要